

狛江市地域公共交通会議の進め方

(1) 会議名称

狛江市地域公共交通会議

(2) 設置根拠

「狛江市附属機関の設置に関する条例」（以下「条例」）に基づき設置し、「狛江市地域公共交通会議運営規則」（以下「規則」）に基づき運営する。

(3) 所掌事務

- ①地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること並びに自家用有償旅客運送の検討に関すること。《条例第3条別表》
＝地方公共団体、市民、交通事業者、有識者等が、バス、タクシー等地域の移動手段の運行ルート、運賃、サービス内容について協議、合意形成する場
- ②地域公共交通計画の作成及び推進に関すること。《条例第3条別表》
＝「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通計画の審議主体

(4) 委員任期

委嘱日から令和10年3月31日まで（任期2年）《規則第3条》

(5) 会議予定

【資料9】のとおり

(6) 会議の公開・非公開

公開《規則第5条第5項》

※傍聴可とする。ただし、会議の妨害になるような行為は許容しない。

(7) 委員

【資料1-1】のとおり

(8) 会議の運営

①定足数

会議の成立 会議は会長が招集し、全委員の過半数（12名）以上の出席による。
《規則第5条第2項》

②議決

出席委員の過半数以上の同意をもって決する。※可否同数の場合は、議長である会長が決する。《規則第5条第3項》

③分科会の設置

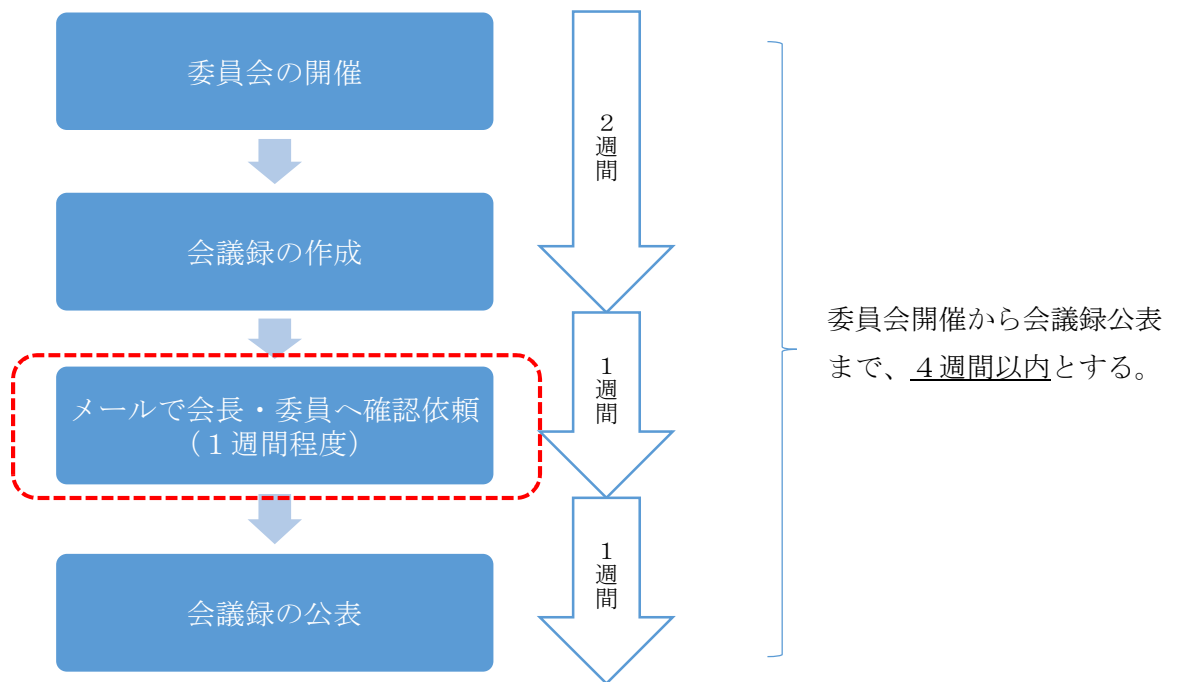
【資料 5】 参照《規則第 7 条第 1 項》

④会議録

要点筆記（委員名表記は匿名として、「会長、委員 A 等」とする。）

※会議ごとに各委員の承認を得たものを正式決定として、狛江市ホームページにて公開する。

《狛江市附属機関等の設置及び運営に関する規則、狛江市審議会等の会議録の作成に関する要領》



《参考》

狛江市附属機関等の設置及び運営に関する規則（抄）

（会議録の作成と公表）

第 15 条 審議会等の会議録の作成については、市長が別に定めるところによる。

2 会議録の公表は、原則として審議会等終了後 4 週間以内に市ホームページに掲載することにより行うものとする。

狛江市審議会等の会議録の作成に関する要領（抄）

（会議内容の記録方法等）

第 4 条 前条第 6 号に規定する会議の内容は、詳細又は要点若しくは結論のみを記録するものとし、審議会等の長が当該会議の性格等を考慮し、当該会議の冒頭で語り、そのいずれかについて決定するものとする。

⑤協議妥結事項の誠実実施

本会議の構成団体（関係者）は、協議妥結結果を尊重し、誠実な実施に努めるものとする。《規則第 6 条》 ※具体的には、実施のため統計資料等の提出及び各種調査への積極的な協力を求めるものです。